

「さいたま市総合振興計画実施計画（令和8年度～令和12年度）」（素案） に対する意見募集の結果を公表します

令和7年12月22日（月）から令和8年1月30日（金）まで、「さいたま市総合振興計画実施計画（令和8年度～令和12年度）」（素案）に関するパブリック・コメントを実施しましたところ、8名の方からご意見をいただきました。

ご意見は適宜集約させていただき、最終的に15項目としてまとめましたので、ご意見の概要とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

また、ご意見を踏まえて策定した「さいたま市総合振興計画実施計画（令和8年度～令和12年度）」も併せて公表します。

■結果公表期間

令和8年3月30日（月）～令和8年4月30日（木）

■資料の公表場所

- 都市戦略本部 都市経営戦略部 窓口（さいたま市役所5階）
- 各区役所情報公開コーナー
- さいたま市ホームページ
- 各図書館、各公民館、各コミュニティセンター及び生涯学習総合センター

■公表資料

- 「さいたま市総合振興計画実施計画（令和8年度～令和12年度）」（素案）に対する意見募集の結果
- さいたま市総合振興計画実施計画（令和8年度～令和12年度）

【担当】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
都市戦略本部 都市経営戦略部 総合政策担当（さいたま市役所5階）
電 話 048-829-1035
FAX 048-829-1997
Eメール toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

「さいたま市総合振興計画実施計画（令和8年度～令和12年度）」（素案）に対する意見募集結果

意見番号	御意見の概要	該当する頁	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	<p>「高次脳機能障害者支援法」が令和7年12月に公布されたことを踏まえ、高次脳機能障害者支援法の理念に則ること、相談等の支援体制の充実を図ることを、現在の事業内容を修正して記載するべきである。</p>	<p>176頁 事業コード：06-2-1-04 事業名：障害者の相談支援体制の強化</p>	<p>御指摘の高次脳機能障害者支援法を踏まえた対応につきましては、高次脳機能障害の当事者や家族等への支援の充実を図るうえで重要な視点であると考えておりますが、もとより自治体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理するものであり、法律に則ることは自明であるため、本計画書では、法律に則る旨は記載しないこととしております。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
2	<p>特定外来生物（アライグマ等）の捕獲に係る予算を確保し、農業への被害を防止してほしい。</p>	<p>101頁 事業コード：02-3-1-01 事業名：ネイチャーボジティブの実現に向けた生物多様性の保全の推進</p>	<p>御指摘の特定外来生物等の捕獲の取組につきましては、市民生活や農業への被害を防止すると同時に、本市地域の固有の生態系を保全するため、重要な対策であると考えております。 本市では、埼玉県が策定した「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、市民からの相談に基づく捕獲等の防除対策を実施し、生活・農業被害の軽減に努めています。また、予算につきましては、特定外来生物及び有害鳥獣の駆除に係る経費として、令和8年度当初予算に4,856千円を計上しております。 いただいた御意見は、事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
3	<p>「本庁舎移転後の現庁舎地」利活用について、民間機能の整備を進めるとのことだが、民間機能の内容が明確になっていない。浦和駅周辺地区は都心機能の更新の時期であり、まちの価値（浦和ブランド）を高める観点からも、子育て世帯が居住・就労しやすい機能を計画段階で位置付けることが必要ではないか。特に駅周辺の保育ニーズは、場所のミスマッチが待機児童が生じる要因となることから、現庁舎地の利活用に当たっては、駅からの徒歩圏内で保育需要の受け皿を確保する数少ない機能になるのではないかと考える。 そのため、現庁舎地利活用の検討に当たっては、認可保育所等の整備及び一時預かり施設の整備を行うことを位置付けることとし、認可保育所等の開設に向けた工程を、目標指標に追記した方がいいと考える。 あわせて、浦和駅西口からの保育需要にも対応できるように、浦和駅前の送迎保育ステーションを拡張し、現庁舎地に整備する施設に送迎できる環境を整備することで、施設の活用を促進すべきではないか。</p>	<p>230頁 事業コード：09-1-2-03 事業名：浦和駅周辺地区のまちづくりの推進</p>	<p>御指摘の民間機能の位置付けにつきましては、令和10年度策定予定の利活用計画において、導入する機能や事業主体を整理・決定していく予定としています。導入機能については、サービスの向上や財政負担の軽減等を図るため、民間活力の導入や民間施設等の誘致も視野に入れ、検討を進めています。 いただいた御意見は、今後の具体化に向けた検討において参考とさせていただきます。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>

意見番号	御意見の概要	該当する頁	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
4	<p>目標指標(1)「保育所等利用待機児童数(翌年4月1日時点)」について、毎年度0人とすることが目標とされているが、待機児童数0の維持だけでは、駅周辺における、利用保留児童数の状況が成果に反映されにくいのではないかと考える。そのため、新たに目標指標として「利用保留児童数」並びに「特定園希望等」を設定し、具体的な数値目標を掲げるべきではないか。</p> <p>また、利用保留児童の多くが3歳未満であることから、浦和駅周辺(駅徒歩圏内)の0歳から2歳までの受け皿を重点的に確保すべきと考える。そのため、新たに目標指標として「浦和駅周辺における0歳から2歳までの定員数の増(累計)」を設定し、具体的な数値目標を掲げるべきではないか。</p> <p>さらに、幼稚園と連携した送迎保育ステーション事業について、浦和駅周辺において実効性のある規模に拡充する必要があると考える。そのため、新たに目標指標に「送迎保育ステーションうらわの定員数」を設定し、令和12年度まで順次定員数を拡大する、具体的な数値目標を掲げるべきではないか。</p>	<p>197頁 事業コード：07-1-2-01 事業名：保育需要の受け皿及び保育人材の確保</p>	<p>御指摘の「特定園希望等」に係る目標指標の設定につきましては、特定の保育所等のみへの申込は、保育園等の方針や自宅からの距離などの保護者のニーズに大きく左右されることから、保育の受け皿が充足しているか否かを示す指標とは性質が異なるため、保育需要の受け皿確保に係る事業の目標指標とすることは適当でないと考えています。</p> <p>また、「利用保留児童数」に係る目標指標の設定につきましても、認可保育施設だけでなく、市認定保育施設や子育て支援型幼稚園などの多様な保育の受け皿を確保することで、待機児童ゼロの継続に取り組んでいくことが重要であると考えていることから、利用保留児童数ではなく、保育所等利用待機児童数を目標指標とし、取組を推進することとしております。</p> <p>次に、浦和駅周辺における0歳から2歳までの受け皿の整備に関する目標指標の設定につきましては、本市では、市内全域を対象に、保育需要が増加する見込みが高い地域から優先的に、認可保育所・認定こども園の整備や子育て支援型幼稚園の認定促進など、多様な保育の受け皿確保に取り組んでいることから、特定の地域に限定した目標指標を設定することは考えておりません。また、0歳児から2歳児の定員数の増加に係る取組につきましては、利用申込者数(保育ニーズ)を見込んだ上で、多様な保育の受け皿確保の取組を推進しております。</p> <p>最後に、送迎保育ステーションうらわの拡充につきましては、現状では定員に余裕があることから、まずは利用率の向上に取り組むことが重要であると考えております。</p> <p>いただいた御意見は、事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
5	<p>東西交通大宮ルートの推進に向けた検討について、計画期間中の各年度の目標指標が部会の開催のみとなっており、スピードが遅いと感じる。</p>	<p>234頁 事業コード：09-1-3-03 事業名：東西交通大宮ルートの推進</p>	<p>御指摘の東西交通大宮ルートの推進につきましては、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として「東西交通大宮ルートの新設(大宮～さいたま新都心～浦和美園(中量軌道システム))」が位置付けられており、現在、収支採算性や導入空間の確保の課題について継続して検討を進めるため、「さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会」において東西交通大宮ルートに関する専門的な協議等を進めています。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
6	<p>地下鉄7号線の延伸の目的は何か。延伸により岩槻から東京方面への流れが発生するようには考えられず、既存の利用者や税金により赤字を負担するようになるのではないかと懸念する。既存の路線の運賃も高いが、延伸によってさらなる負担が必要となる場合においても、今後の運賃の上昇はないと言える経営体制は構築できるのか。</p> <p>また、延伸に当たって、埼玉スタジアム駅が臨時駅扱いである理由がわからない。中間駅の開発とともに、開発が遅れている埼玉スタジアム周辺の美園地区での開発を進める起爆剤として、常時運用した方が人が集まるのではないかと懸念する。</p>	<p>230頁 事業コード：09-1-3-04 事業名：地下鉄7号線の延伸</p>	<p>御指摘の地下鉄7号線の延伸につきましては、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、浦和美園から岩槻を経由して蓮田までの延伸が位置付けられており、現在、浦和美園駅から岩槻駅までの先行整備区間の延伸事業に取り組んでいます。地下鉄7号線(埼玉高速鉄道線)の延伸は、東京都心部への速達性の向上、震災時の代替路線機能の充実などの意義があり、本市の副都心である美園地区と岩槻駅周辺地区とが結ばれることによる地域の成長と発展が期待されています。</p> <p>延伸に伴う運賃や経営体制への影響につきましては、延伸事業に係る運賃設定等は鉄道事業者が決定するもので、現在の計画では、現行の運賃体系を基本とした収支は、都市鉄道等利便増進法の適用目安をクリアするものとなっています。</p> <p>また、埼玉スタジアム駅につきましては、現在の計画では、常時運用によるコストと旅客の需要を鑑みた結果、臨時駅としているものですが、延伸事業に係る駅の常設・臨時などの形態については、鉄道事業者が決定していくものになります。</p> <p>いただいた御意見は、事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>

意見番号	御意見の概要	該当する頁	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
7	<p>一時的な労働者として来日する場合には、事前に日本語を習得すべきであり、多言語相談や語学教育への公金の投入や自治体による支援は不適切と考える。自治体のリソースは、外国人にではなく、日本人の支援に充てるべきと考える。よって、本事業については、廃止を求める。</p>	<p>85頁 事業コード：01-3-1-01 事業名：国際交流の機会増加及び多文化共生意識の醸成</p>	<p>御指摘の多言語生活相談や日本語教室等の実施につきましては、市民である日本人も外国人もともに住みやすいまちづくりを推進することが重要であると考えています。</p> <p>地方自治体は、国籍にかかわらず、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っています。これを踏まえ、本市では、市民の方々の多文化共生の取組を進めており、言語や文化等の違いによる課題を軽減することは、ひいては全ての市民が安心して暮らせる環境を守ることに繋がると考えております。</p> <p>いただいた御意見は、事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
8	<p>性別による数値目標を掲げることは逆差別に当たるのではないかと。真に適正な者の任用を妨げ、結果として全体の利益を損なうことになるかと考える。属性ではなく能力と専門性を優先すべきであり、性別による不自然な優遇をなくし、実力本位の公正な任用を行うことを強く求める。よって、本事業については、廃止を求める。</p>	<p>83頁 事業コード：01-2-2-02 事業名：審議会等委員への女性の登用促進</p>	<p>御指摘の審議会等委員の選任につきましては、政策・方針の決定過程に多様な視点を導入するとともに、市民の御意見を的確に反映できるような委員構成である必要があると考えております。</p> <p>こうした点から、国の第5次男女共同参画基本計画では、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合（市町村の審議会等委員）を40%以上60%以下とすることが成果目標として掲げられております。本市においても、この国の計画を踏まえ、「審議会等委員への女性の登用促進」（事業コード：01-2-2-02）において「審議会等における女性委員の割合」を目標に掲げ、審議会等への女性の登用を推進するための取組を推進することとしております。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
9	<p>「見沼田んぼ、荒川の緑地をネイチャーポジティブ推進のため、「生物多様性中核的地域に位置付けた上で、見沼田んぼと荒川をエコロジカルネットワークとしてつなぐための拠点施設として、与野中央公園・高沼遊歩道・新庁舎予定地の緑地（計画）を挙げ、ネットワーク地域として高沼導水路・高沼用水・鴻沼川を、またその周辺民有地を緩衝地区に位置付ける。」など、ネイチャーポジティブ推進のためのエコロジカルネットワークの具体策を、事業内容に掲載したほうがいい。</p>	<p>101頁 事業コード：02-3-1-01 事業名：ネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性の推進</p>	<p>御指摘のネイチャーポジティブの実現に向けたエコロジカル・ネットワークの形成につきましては、生物多様性を保全するための重要な視点であると考えています。</p> <p>ネイチャーポジティブの実現に向けて、本市では、市内を荒川流域、市街地、見沼田圃地域、元荒川地域の4つのエリアに分け、それぞれのエリアに応じたマネジメントを実施し、エリアごとに具体的な取組を推進していくことを予定しております。御指摘の具体的な施設等につきましては、4つのエリアのうち、市街地エリアに属すると考えております。市街地エリアでは、街なかのまとまった緑と河川や用水の水系を結び、多様な生きものが移動できる生態系ネットワークづくりに取り組んでいくことを、施策の方向性として位置付けてまいりたいと考えております。</p> <p>いただいた御意見は、事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
10	<p>目標指標に、2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXP02027横浜）への盆栽文化及び産業のPRのための出展参加する旨を追記したほうがいい。</p> <p>【目標指標の追加】 (7)GREEN×EXP02027横浜への盆栽文化・産業PRのための出展参加 令和9年度 展示会場来訪者30万人 その後の大宮盆栽村への来訪を年間7,000人増</p>	<p>212頁 事業コード：08-1-1-02 事業名：未来に向けた盆栽文化・産業の継承・発展</p>	<p>御指摘の2027年国際園芸博覧会への出展参加につきましては、博覧会の開催趣旨を踏まえ、本市の取組や魅力を国内外に発信することを目的に、都市の近郊に大規模な緑地と農地を有する見沼田圃や本市の伝統産業である大宮の盆栽等の地域資源を生かした屋外出展について、検討を進めているところです。また、この出展参加は、本市にとって、世界の盆栽の聖地としてのプレゼンスの維持・向上に資する取組であると考えております。</p> <p>この大宮盆栽村のプレゼンスの維持・向上については、大宮盆栽美術館来館者数、大宮盆栽村の認知度（市内在住者）及び大宮盆栽村の認知度（市内在勤者）を目標指標として設定の上、各年度の目標値を定めており、園芸博覧会に出展することによる効果についても、当該目標指標の成果に反映されるものと考えております。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>

意見番号	御意見の概要	該当する頁	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
11	<p>ネイチャーポジティブ、治水対策、循環型社会の施設など、NbSを活かした機能についても、整備及びリノベーションの事業内容に追記した方がよい。</p> <p>また、高質化の管理運営には、地域住民やNPO等との市民協働が必要となるため、都市公園、緑地、自然環境に対する地域のコンセンサスの普及啓発に取り組む旨を事業内容に追記した方がよい。</p>	<p>241頁 事業コード：09-1-4-05 事業名：グリーンインフラによる都市空間の高質化</p>	<p>御指摘の健全な自然生態系が有する機能を生かして社会課題の解決を図る取組につきましては、重要な視点であると考えています。</p> <p>本市では、同様の考えに基づき、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用するグリーンインフラの取組を推進しております。このうち、本事業につきましては、街なかの回遊性・滞在の快適性等の向上を図ることを目的として取り組むこととしているものです。あわせて、都心・副都心における樹木情報のオープンデータ化を通じて、グリーンインフラの多様な機能の可視化も進めることとしております。これらによって、市民や民間企業等による緑の創出への理解を深めるとともに、自然環境に対する地域のコンセンサスの普及啓発に寄与するものと考えております。</p> <p>なお、都市公園や緑地に関する取組については、別の事業である「「緑の力」を引き出す都市公園の整備推進」（事業コード：09-2-1-03）や「指定緑地等の維持・保全」（事業コード：02-3-1-02）に位置付けております。</p> <p>いただいた御意見は、事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
12	<p>事業目的「市民、団体、事業者等の主体的な取組を推進することで、緑豊かで潤いのある都市空間を形成します。」について、「市民、団体、事業者等の主体的な取組を推進することで、自然を回復し、緑豊かで潤いのある都市空間を形成します。」に修正した方がよい。</p> <p>また、事業内容の「市民協働により公共空間を利用した花の植栽に取り組む」について、花の植栽に限定せず、都市公園や樹林、農園のメンテナンスについてと修正した方がよい。</p> <p>さらに、目標指標の「市民ボランティアが管理する公共花壇の面積」について、市民ボランティア等が管理に携わる公園、樹林、農園の面積に修正した上で、令和8年度目標を90,000㎡～180,000㎡とするなど、対象と目標値を拡大した方がよい。特に、令和9年度については、2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027横浜）に向け、取組を拡大してほしい。</p>	<p>245頁 事業コード：09-2-1-02 事業名：街なかにおける緑の創出</p>	<p>本市では、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用するグリーンインフラの取組を推進しております。このうち、「街なかにおける緑の創出」（事業コード：09-2-1-02）につきましては、主に市街地を対象エリアとして、緑の保全・活用に取り組むことで、緑豊かで潤いのある都市空間の形成を図ることを目的としています。また、都市公園や緑地の保全・活用につきましては、別の事業である「「緑の力」を引き出す都市公園の整備推進」（事業コード：09-2-1-03）や「指定緑地等の維持・保全」（事業コード：02-3-1-02）に位置付けております。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
13	<p>事業目的に、NbSを活かしたネイチャーポジティブ、治水、循環型社会の実装化が抜けているため、追記した方がよい。</p> <p>また、(5)与野中央公園の整備の工程について、令和8年度に公園基本計画見直しを追記するとともに、令和9年度に市民ニーズを踏まえるため、公園整備に向けたシンポジウムの開催を追記するよう、見直しをお願いする。</p>	<p>246頁 事業コード：09-2-1-03 事業名：「緑の力」を引き出す都市公園の整備推進</p>	<p>御指摘の健全な自然生態系が有する機能を生かして社会課題の解決を図る取組につきましては、重要な視点であると考えています。</p> <p>本市では、同様の考えに基づき、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用するグリーンインフラの取組を推進しております。このうち、本事業につきましては、グリーンインフラの取組によって発揮される、災害時の避難場所の提供、雨水の流出抑制、温室効果ガスの吸収による環境向上、生物の生息・生育の場の提供等、緑が有する多様な機能を生かした都市公園の整備を推進することを目的として取り組むこととしているものです。</p> <p>また、御指摘の与野中央公園の整備に係る工程につきましては、整備に向けたおおむねの工程を各年度の目標値として掲載しております。整備に当たりましては、市民のニーズを踏まえながら、事業を推進してまいります。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>

意見番号	御意見の概要	該当する頁	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
14	<p>事業に、「高次脳機能障害支援の充実」という事業を加え、高次脳機能障害者支援の体制を計画的に整備していただきたい。</p> <p>さいたま市総合振興計画基本計画では、第3部第6章「福祉」の第2節「誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現」の「現状と課題」において、「近年は、高次脳機能障害や発達障害等の見えては分りにくい障害に対する社会的認知も広がってきています。」と記されているとともに、「今後も、国の制度改正等に対応しつつ、関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害のある人が必要とするサービスの確保が課題となっています。」と記されています。</p> <p>また、さいたま市総合振興計画基本計画実施計画では、事業「06-2-1-04 障害者の相談支援体制の強化」の事業内容に「高次脳機能障害に関する専門的相談や研修の実施等により、当事者や家族等への相談支援体制の充実を図ります。」と記されています。</p> <p>第219回国会（臨時会）にて、令和7年12月に超党派の議員連盟が提出した高次脳機能障害者支援法案の提出理由では、高次脳機能障害について国民の理解が十分でないため、当事者が必要な支援を受けられず、日常生活や社会生活で困難を抱えていることを踏まえ、高次脳機能障害者の自立と社会参加を促進し、誰もが個性と能力を発揮しながら支え合う共生社会を実現するために、支援の基本理念や国・自治体の責務、地域での生活支援や相談体制、高次脳機能障害者支援センターの設置などを定める法律が必要とされています。同法案は、可決・成立し、令和7年12月24日に公布され、令和8年4月1日に施行されます。この法律では、第31条「大都市の特例」において、高次脳機能障害者支援センターの設置等や専門的な医療機関の確保、高次脳機能障害者支援地域協議会の設置について、都道府県の権限が指定都市に移譲されることとされています。</p> <p>高次脳機能障害者支援法は、発達障害者支援法をモデルに作られたとも聞いています。</p> <p>以上を踏まえ、「発達障害者支援の充実」と同様の事業として、「高次脳機能障害者支援の充実」という事業を計画に位置付けていただきたい。</p>	<p>174頁 施策 06-2-1 施策名 誰もが権利の主体として、お互いの権利を尊重し、安心して暮らしていける地域共生社会の実現</p> <p>176頁 事業コード：06-2-1-04 事業名：障害者の相談支援体制の強化</p>	<p>本市では、これまで、高次脳機能障害支援センターを開設し、高次脳機能障害の当事者や家族等に対する支援体制の充実に向けて、個別の相談支援に加え、研修開催や普及啓発、支援機関のネットワーク作りなどに総合的に取り組んでまいりました。本計画においては、「障害者の相談支援体制の強化」（事業コード：06-2-1-04）として関連する事業を位置付けており、当事者や家族等への相談支援体制の充実を図ることとしております。</p> <p>御指摘の高次脳機能障害支援に関する事業の具体的な位置付けにつきましては、まずは法施行後の本市の運用状況を踏まえた上で、今後検討してまいります。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>
15	<p>「高次脳機能障害者支援法」が令和7年12月に成立し、令和8年4月に施行予定となったことを踏まえ、高次脳機能障害に関する支援については、06-2-1-05「発達障害者支援の充実」を参考に、高次脳機能障害支援の充実といった事業を新たに設け、事業目的や事業内容、目標指標を設定していただきたい。</p> <p>その際には、高次脳機能障害者支援センターの設置等や専門的な医療機関の確保、高次脳機能障害者支援地域協議会の設置に係る事務について、都道府県の権限を指定都市に移譲すること、高次脳機能障害の定義に失語が追加されること、国・地方公共団体が総合的・計画的な施策の策定・実施、実施した施策の公表というロジックモデルに基づくPDCAサイクルを実現することが求められていること、並びに施行後3年を目途に見直しを検討することとなっていることなどを踏まえた事業となるよう、配慮していただきたい。</p>	<p>176頁 事業コード：06-2-1-04 事業名：障害者の相談支援体制の強化</p>	<p>本市では、これまで、高次脳機能障害支援センターを開設し、高次脳機能障害の当事者や家族等に対する支援体制の充実に向けて、個別の相談支援に加え、研修開催や普及啓発、支援機関のネットワーク作りなどに総合的に取り組んでまいりました。本計画においては、「障害者の相談支援体制の強化」（事業コード：06-2-1-04）として関連する事業を位置付けており、当事者や家族等への相談支援体制の充実を図ることとしております。</p> <p>御指摘の高次脳機能障害支援に関する事業の具体的な位置付けにつきましては、まずは法施行後の本市の運用状況を踏まえた上で、今後検討してまいります。</p>	<p>素案のとおりといたします。</p>

■ 集計結果

意	見	提	出	者	数	8名
意	見	項		目	数	15件
修	正	項		目	数	0件